

# 業務委託仕様書

## 1 件名

令和7年度森林作業道作設に係る実態把握調査事業

## 2 事業目的

我が国の森林資源については、その多くが利用期を迎えていることから、間伐により生産される丸太の利用も考慮し、森林作業道等の活用による搬出間伐が増加傾向にある。

このような状況のなか、粗雑な森林作業道の作設は、土砂の流出等を誘発する恐れがあることから、林野庁において森林作業道作設指針を策定するとともに、各都道府県においても、林野庁の森林作業道作設指針を参考に、地域の実態に応じた森林作業道作設指針が策定されている。

一方、盛土規制法の成立をうけ、本法に基づく規制区域における盛土等の規制も踏まえて、森林作業道作設指針の見直しを行ってきているところである。

森林整備事業等で作設する森林作業道については、各都道府県が策定した森林作業道作設指針に則り作設された森林作業道を要件として事業を実施しているが、これまで、森林作業道作設指針の見直しを踏まえた事業費の実態把握は行ってきていない。

このため、本事業は、森林作業道作設指針（令和5年3月）に則した森林作業道の作設にかかる適切な土工・構造物の作設等に関する実態把握を行い、森林整備事業等における森林作業道作設に係る運用や事業費の見直しの必要性について整理することを目的とする。

## 3 事業内容

(1) 森林整備事業等で作設した森林作業道における線形・土工等の実態把握

① 複数県における森林作業道の標準断面等の情報を収集し、事業費の積算を行う。

② ①で情報収集する県において作設された森林作業道の一部を抽出し、ヒアリング調査等により、実際の事業費を把握する。

③ ①で把握した積算事業費と②の実際の事業費を比較・分析する。

なお、調査対象県の選定に当たっては、一定の地域に偏ることなく、様々な土壌・地形条件等の情報が幅広く収集できるようにすることとし、選定箇所およびその数については、発注者と協議の上決定すること。

(2) 森林整備事業等で作設した森林作業道における構造物の設置状況の実態把握

① 複数県の森林作業道を踏査し、設置されている簡易構造物の種類・数量等を調査するとともに、ヒアリング調査等により経費について把握する。また、過大な構造物が設置されている場合についても種類・数量等を把握する。

② ①で把握した簡易な構造物の経費と補助単価について比較・分析する。なお、調査対象県の選定に当たっては、一定の地域に偏ることなく、様々な土壌条件・地形条件等の情報が幅広く収集できるようにすることとし、選定箇所およびその数については、発注者と協議の上決定すること。

(3) 森林作業道の ha あたりの延長の実態把握  
各都道府県における、森林作業道作設箇所 ha あたりの作設延長について、ヒアリング調査等を行い、整理・分析する。

(4) 調査結果の取りまとめ

(1)～(3)で得られた調査・分析結果を取りまとめ、森林作業道作設に係る運用や事業費の見直しの必要性について整理し、報告書に取りまとめる。

#### 4 事業期間

契約締結の日から令和8年3月13日までとする。

#### 5 成果物

事業の結果を取りまとめた成果物を、紙媒体及び電子媒体（DVD-R）にて提出する。なお、電子媒体は、ウイルス対策を実施した上で、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日）を記載したラベルを貼付し、提出する。

- ・ 事業報告書 10部
- ・ 電子媒体（DVD-R） 1部

提出場所：林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室間伐推進班  
（別館7階ドア No. 別718）

#### 6 その他

(1) 実施スケジュール及び実施体制を契約締結後10日以内（土、日、祝日を除く）に提出するものとする。

(2) 業務の目的を達成するために、林野庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。なお、受託者は、林野庁担当者と本事業の円滑な進捗及び成果品の質の向上を図るため、本事業の進捗状況等について林野庁の求めに応じて報告を行うほか、打合せを必要に応じて実施するものとする。

(3) 受託者は、林野庁担当職員と打合せを行った際は、打ち合わせした内容を記録したメモを速やかに作成し、林野庁担当職員の確認を得るものとする。

(4) 本調査については、農林水産省が省力・低コスト造林に資する情報として以下のWebサイトで公開している資料の内容を十分理解した上で実施するものとする。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kanbatu/houkokusho/syokusai.html>

(5) 受託者は、本事業の遂行に当たり知り得た事項について、契約期間に関わらず外部に漏らしてはならない。なお、本事業の遂行を支援した学識経験者の所属する研究機関が本事業の成果を学会発表や学術論文等において公表したい場合は、事前に発注者と協議を行うものとする。

(6) 本事業の受託者は、成果物等について、納品期日までに農林水産省に内容の説明を実施して検収を受けるものとする。検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について農林水産省に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品するものとする。

(7) 本業務における成果物の著作権者及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達

の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て農林水産省に帰属するものとする。

農林水産省は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるのと同時に、任意に開示できるものとする。

本件に関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、農林水産省から受注者に対価が完済されたとき受注者から農林水産省に移転するものとする。

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受注者は農林水産省に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (8) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受諾者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受諾者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。
- (9) 受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の unnecessary 消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。
- (10) この仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり生じた疑義については、必要に応じ林野庁担当者と受託者が協議を行うものとする。
- (11) 本事業の実施に伴い収集した調査データ等については、データの集計等に利用可能なデータ形式（Excel、Word等）により、電子媒体（DVD-R）にて提出すること。なお、提出場所及びウイルス対策については、5の成果品の提出と同様とする。